

浜田市告示第 97 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定特定相談支援事業者の指定及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児相談支援事業者の指定をしたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年浜田市規則第 17 号）第 4 条の規定により告示します。

令和 7 年 5 月 30 日

浜田市長 久保田 章 市

事業者の名称、所在地及び代表者氏名	株式会社サンフラワーズ 島根県浜田市熱田町 716 番地 34 代表取締役 高村 睦代
事業所の名称及び所在地	サポート相談室玄季な夢來 島根県浜田市相生町 4222 番地 3
指定年月日（有効期間）	令和 7 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日まで
指定する事業の種類	指定特定相談支援、指定障害児相談支援
事業の主たる対象者	(1) 身体障がい者（18 歳未満の者を除く。） (2) 知的障がい者（18 歳未満の者を除く。） (3) 障がい児（18 歳未満の身体障がい者及び知的障がい者） (4) 精神障がい者 (5) 難病等患者
事業所番号	指定特定相談支援事業所 3230700084 指定障害児相談支援事業所 3270700069